

法人市民税(均等割)の減免について

石垣市では、市税条例第51条及び市税の減免に関する要綱第2条の規定により、次の場合、法人市民税の均等割の減免をうけることができます。

対象法人	減免の基準	申請の方法
公益社団法人及び公益財団法人		
地方自治法第260条の2第1項の認可を受けた地縁団体	収益事業を行わない	収益事業を行わない対象法人は、毎年4月30日までに均等割を申告納付する必要がある為、納期限の7日前までに『法人市民税減免申請書』により申請すること。
特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する特定非営利活動法人	※行っている事業が収益事業にあたるかどうかにつきましては、管轄の税務署へお問い合わせください。	※提出書類 ・法人市民税の均等割申告書 ・法人市民税減免申請書 ・決算書等(写し) ・その他内容の分かる書類等
政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律第8条に規定する政党又は政治団体		

『法人市民税減免申請書』により申請を受け付け、後日減免の可否を通知いたします。